

宇宙基本法

科学技術・
イノベーション基本法

我が国の宇宙開発等の中核機関

宇宙基本計画等の宇宙に関する政府の方針

【宇宙基本計画における我が国の宇宙政策の目標】

- 宇宙安全保障の確保
- 国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現
- 宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造
- 宇宙活動を支える総合的基盤の強化

科学技術・イノベーション基本計画等の
科学技術に関する政府の方針

【科学技術・イノベーション基本計画】

航空分野における文部科学省の方針

【分野別研究開発プラン

(科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会)】

- 航空科学技術分野研究開発プラン

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法

(機構の目的)

第4条 (略)大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

機構を取り巻く環境の変化

宇宙空間の
安全保障上の
重要性増大

災害対策・気候変動対策等の
重要性増大・
宇宙産業の国際的競争激化

宇宙分野における新興国の台頭・
世界各国での探査活動の活発化

宇宙産業の構造変革の進展・
宇宙へのアクセスの必要性増大

航空産業の重要性増大・
ポストコロナの社会構造の変革

第4期中長期目標期間における取組

宇宙基本計画及び研究開発プランで示された具体的施策を着実に実行。

社会を科学・技術で先導し新たな価値を創造する組織へ変革し、以下の5つの取組方針を踏まえ事業を推進。

宇宙安全保障の確保

国土強靱化・地球規模課題への対応と
イノベーションの実現

航空産業の振興
・国際競争力強化

宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造

宇宙活動を支える総合的基盤の強化